

生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び 受診行動適正化事業について

健康部医療保険年金課

新宿区国民健康保険データヘルス計画に基づく 健康課題への新たな取り組みを始めます！

新宿区国民健康保険データヘルス計画 (平成30年3月策定)

新宿区国民健康保険被保険者を対象として、レセプトデータや特定健康診査の結果の分析等により健康課題を明確にし、課題解決のための取り組みを定めています。

健康課題として

医療費全体に占める生活習慣病（高血圧性疾患、糖尿病、脂質異常症）の割合が高く、患者数も多い。また、医療機関への適正な受診行動を促す必要がある対象者が一定数いることがわかりました。

新宿区健康づくり行動計画

気軽に健康づくりに取り組める環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せずに健康づくりを実践でき、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざすものです。

相互連携



しんじゅく健康フレンズ

健康課題等解決の取り組み

生活習慣改善に向けた 支援強化

- ◇特定健康診査（継続）
- ◇特定保健指導（継続）
- ◇普及啓発（継続）



生活習慣病重症化予防

- ◇糖尿病性腎症等重症化予防※
(令和元年度から)
※医療機関と連携した保健指導を実施しています
- ◇生活習慣病治療中断者への
受診勧奨（令和2年度新規）

ジェネリック医薬品の普及・ 医療機関への適正受診支援

- ◇ジェネリック医薬品の普及
(継続)
- ◇受診行動適正化
(令和2年度新規)
※重複頻回受診対策
※併用禁忌薬剤使用の防止



令和2年度の新たな取り組みの概要

事業① 生活習慣病治療中断者への 受診勧奨事業

生活習慣病治療中に、定期的な診療や適切な服薬を自己判断で中断してしまうと…

気づかぬうちに病状が
重症化し、命が危険にさら
される可能性があります。



事業①では、

かつて生活習慣病で治療を行っていたにもかかわらず、治療を中断している可能性がある区民（新宿区国民健康保険被保険者）に対し、医療機関への受診勧奨事業を実施します。

対象者数：約200名

事業② 受診行動適正化事業

同じ症状で複数の病院を受診し、その結果、同様の薬を重複服用してしまったり、お薬手帳を利用しないために、飲み合わせの悪い薬の服用をしてしまうと…

薬の効果が強くなったり、
薬の副作用や飲み合わせの
悪い薬による健康被害が生
じる可能性があります。



事業②では、

重複受診・頻回受診、重複服薬や併用禁忌薬剤使用の可能性がある区民（新宿区国民健康保険被保険者）に対し、適切な情報の提供や専門職による指導を実施します。

対象者数：約150名

事業①②の事業の流れ

